

第1

令和2年の国会の動き

1 国会の召集及び会期

- 令和2年には、第201回国会（常会）、第202回国会（臨時会）及び第203回国会（臨時会）が召集された。
- 第201回国会は、令和2年1月20日に召集され、会期は6月17日までの150日間であった。
- 第202回国会は、9月16日に召集され、会期は9月18日までの3日間であった。
- 第203回国会は、10月26日に召集され、会期は12月5日までの41日間であった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第201回国会（常会）】

第201回国会は、令和2年1月20日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、災害対策特別委員会等の9特別委員会が設置された。休憩後、安倍内閣総理大臣の施政方針演説等の政府4演説が行われた。

世界的な大流行（パンデミック）となり、我が国の国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼすこととなった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が、この国会において緊急の対応を要する最大の課題となり、感染者や感染拡大防止のための医療提供体制等の確保、外出や営業の自粛などによる収入減少への支援、雇用の維持や中小・小規模事業者等の事業継続の支援、テレワークや9月入学など労働や学校教育の在り方、さらに、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令、2020年東京オリンピック・パラリンピックの延期などについて広範な議論が交わされた。また、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなす「新型インフルエンザ等対策特措法改正案」、収入が急減している事業者のための納税猶予制度の特例等を設ける「国税関係法律臨時特例法案」や厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する償却資産及び事業用資産に係る固定資産税等の軽減措置等を講ずる「地方税法等改正案」、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった労働者に対して、支援金等を支給する事業を実施できることとするなど雇用保険法の特例等を定める「雇用保険法臨時特例法案」、感染拡大防止策や医療提供体制の整備、雇用の維持や事業の継続、特別定額給付金給付などのための「令和2年度第1次補正予算」及び雇用調整助成金の拡充等や家賃支援給付金の創設、企業の資金繰り対応の強化などのための「令和2年度第2次補正予算」などが成立した。

また、この国会では、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設や連結納税制度の抜本的な見直し等を行う「所得税法等改正案」、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課